

テーマ

価値デザイン社会の実現と 知的財産法政策を考える

適用 分野

知的財産法の保護・利用・活用、
企業法務、市民によるデジタル
情報の利用・活用上の課題



研究 名称

デジタル情報に関する知的財産法制のあり方

氏名 所属

板倉 集一 教授
大学院 法学研究科

内容

わが国における産業の進展や国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している。新たな知的財産を創造し、活用することで付加価値を創出し、活力ある経済社会を実現するために「知的財産の創造、保護及び活用」に関して、基本理念及びその実現を図るための基本事項を定めるために「知的財産戦略本部」（内閣府）が設置され、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として2002（平成14）年に「知的財産基本法」が制定された。

翌年からは知的財産戦略本部より「知的財産推進計画」が毎年公表されているが、2018年6月に同本部の「知的財産戦略ビジョン」に実現すべき未来社会として「価値デザイン社会」が掲げられ、実現のための方程式として「夢×技術×デザイン」が示されている。同時進行している2016年1月の「第5期科学技術基計画」に示された「Society 5.0」の実現とともに計画が進行中である。新型コロナによって停滞を余儀なくされる中、2020年5月27日には「知的財産推進計画2020」が公表され、その副題には、

「新型コロナ後の『ニュー・ノーマル』に向けた知財戦略ー」とあり、ポストコロナ後を見据えた動きがすでに示されている。「価値デザイン社会」は、「経済的価値」だけでなく、その他の「多様な価値」を包摂し、「多様な個性が多面的能力をフルに発揮」しつつ、「日本の特徴」を活用し、「さまざまな新しい価値を作って発信」して「世界の共感を得る社会」とされている。多様な個性の発揮によりさまざまな価値を生み出し、発進し、世界をリードする社会の実現することであるが、新型コロナの影響によるリモート化、デジタル化の動向は、こうした未来社会実現の好機と理解されている。最近の特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法等の知的財産法の改正は法政策による価値デザイン社会の実現をサポートするものと位置づけることができよう。

価値デザイン社会の実現のためにどのような知的財産法改正がなされてきたのか、今後どのような知的財産法政策が求められるのか、論点を整理しつつ課題を検討してみたい。

キーワード

知的財産法、立法政策、リモート化、デジタル化、価値デザイン社会

連携方法

■ 講演 ■ 研修 □ 研究相談 ■ 学術調査 □ コメント ■ 共同研究